

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年1月4日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	低圧蒸気タービン(A)第10段抽気ドレン弁の定例試験において、同弁の全開動作時の開度表示灯が中間位置であることが認められたため、当該弁全開位置検出リミットスイッチを点検。	G	
2	1号機	設備パトロールにおいて、計装用圧縮空気(B)系除湿装置出口サンプリング用弁の弁棒破損が認められたため、当該弁を補修。	G	
3	1号機	資料採取系原子炉再循環ポンプ出口(SP21)サンプリング温度制御用恒温装置において、温度制御不良(温度高め)が認められたため、当該恒温装置を点検。	G	
4	1号機	第6給水加熱器水位調節主弁(C)において、動作不良(全開指令信号で全開せず)が認められたため、原因調査後対応検討。	G	
5	2号機	プロセス計算機において、高速データサーバ1及び入出力装置2(過渡現象記録用)に異常警報の発生が認められたため、当該装置を点検。(バックアップ装置により機能に支障なし)	G	
6	3号機	循環水ポンプ(C)において、グラウンド排水配管のブローオフラインに詰まりが認められたため、当該ラインを点検。	G	
7	3号機	補機冷却海水系電解鉄イオン供給装置海水供給ポンプ(B)吐出圧力計において、検出配管詰まりによる指示不良(低め指示)が認められたため、当該配管を点検清掃。	G	
8	4号機	タービン建屋大物搬出入口における物品搬出作業時、保安監視員による搬出基準の適合確認・記録の後、同保安監視員による搬出許可が出される前に搬出作業が行われたことから、原因調査後対応検討。	G	
9	4号機	計装用圧縮空気系ヘッダボックス(原子炉冷却材浄化系循環ポンプ室換気空調系差圧制御用)内のミニチュア弁(6台)において、グラウンドリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
10	その他	一次水処理設備廃液ポンプ(B)において、同ポンプ操作スイッチの固着不良(引き保持位置から自動位置へ動かない)が認められたため、当該スイッチを点検補修。	G	